

# 異動の際は忘れずに

～国民健康保険～

卒業、入学、就職、転勤と異動の多い季節になりました。

この春、卒業、入学、そして新しく社会人になる方は、期待

に胸をふくらませ、新しい環境に向けて準備を進めてることでしょう。

そこで忘れてならないのが保

険証の確認です。

左の表のような異動が生じたときは、十四日以内に町民生活

課で手続きをしてください。

国民健康保険について不明な点などがありましたら、町民生活課で手手続きをしてください。

二二一内線一二二)へ問い合わせてください。

届け出は14日以内にお願いします。

◇届け出が必要な事項

	こんなときには届け出を	持参するもの
国保に入るとき	他市町村から転入してきたとき	印かん、転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	印かん、健保の離脱証明書
	生活保護をうけなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
	他市町村へ転出したとき	印かん、保険証
	他の健康保険に加入したとき	印かん、国保と健保の保険証
その他とき	生活保護をうけるとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	印かん、保険証、死亡を説明するもの
	退職者医療制度に該当したとき	印かん、保険証、年金証書
その他とき	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん、保険証
	保険証をなくしたとき、よごれて使えなくなったとき	印かん、使えなくなった保険証、身分を証明するもの
	修学のため子どもが他市区町村に住むとき	印かん、保険証、在学証明書
	修学を終えたとき	印かん、保険証、②保険証
	出かせぎなどで別個の保険証がほしいとき	印かん、保険証



## 交通事故にあつたら届け出を

交通事故などで第三者から傷害を受けた場合でも、国保の保険証を使って診療を受けることができます。その場合、国保は加入者の医療費を一時的に立て替え、後に加害者に費用を請求することができます。

保険証を使って診療を受けるときは、町民生活課に届け出をしてください。

- 注意
  - ① 加害者から治療費を受け取っていれば、国民健康保険は使えません。
  - ② 「第三者行為による傷病届」を提出してください。(用紙は役場にあります)
  - ③ 印鑑・交通事故証明書が必要です。

横越町内に住所を変更した時は、十四日以内に届け出を。横越町外に住所を移す時は届出を。国民健康保険証(加入者のみ)の持参を。  
(転居届)  
横越町内で住所を変更した時は、十四日以内に届け出を。  
(世帯主変更届)  
死亡、転出、転居などで世帯主の変更が生じた時は、十四日以内に届け出を。  
詳しくは、町民生活課まで。

毎年三月・四月は入学、就職、転勤などで転入・転出の多い月です。

転入・転出の届出は大切な手続きですので、早めに行ってください。

なお、いずれの場合も、印鑑を忘れずに持参してください。

四年以内に届出を。

横越町に引越しってきてから十日以内に持参してください。

なお、横越町に引越してきてから十日以内に持参してください。

転入・転出の届出は大切な手続きですので、早めに行ってください。

なお、横越町に引越してきてから十日以内に持参してください。

国民年金の保険料が変わります

国民年金の保険料は平成十年四月分から一三、三〇〇円に改定されます。付加保険料は今までと同額の四〇〇円です。国民年金は、被保険者が老齢になつたとき、万一の事故や病気で障害の状態になったときに、本人や遺族に生活の支えとして支給される大大切なものです。そして、その基礎年金を支給するのに必要な費用は、保険料収入、運用収入、国庫負担金の三つの収入によってまかなわれています。

該当者には申請書を三月上旬に送付します。支給を受けようとされる方は、三月二十五日までに申請書の提出が必要となります。該当者には申請書を三月上旬に送付します。支給を受けようとしているのでご注意ください。

なお、次の金額は支給対象者一人あたりの支給額です。



▼問い合わせ  
新潟東社会保険事務所 0110 または  
役場町民生活課 年金係

ご存じですか?  
栄養表示基準制度

### 新郵便番号案内サービスをご利用ください

2月2日からの新郵便番号の実施に伴い、フリーダイヤルによる新郵便番号案内サービスを実施していますのでご利用ください。

▶案内日時 月曜日～土曜日  
午前9時～午後5時  
▶0120-857552

なお、横越町内の郵便番号は以下のとおりです。

駒込	950-0201
藤山	950-0202
小杉・十二前	950-0203
横越	950-0204
沢海・焼山	950-0205
木津	950-0206
二本木	950-0207
役場	950-0292

### 例1)義務表示項目の例

(従来)

クリームサンドビスケット  
1枚でイチゴ10個分のビタミンC!/  
イチゴ味  
(1枚(○○g)当たり)  
エネルギー…54kcal 糖質…6.5g  
たんぱく質…0.4g ナトリウム…56mg  
脂質…2.9g ビタミンC…120mg

### 例2)強調表示基準の例(絶対表示)

(従来)

○×ドリンク 低カロリー  
(100ml当たり)  
エネルギー…16kcal 糖質…4.0g  
たんぱく質…0 ナトリウム…16mg  
脂質…0 内容量 1缶250ml

### 例3)強調表示の例(相対表示)

(従来)

コーヒー飲料△△《45%低糖》  
(100g当たり)  
エネルギー…21kcal 糖質…4.4g  
たんぱく質…0.5g ナトリウム…6mg  
脂質…0.3g 糖類…3.4g  
××コーヒーに比べて糖類45%カット  
内容量 1缶190g

参考【絶対表示として、糖類の「低」の基準は100ml当たり2.5g以下(飲料の場合)】